

広島県告示第千百十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定によって、通所リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年十一月十九日

広島県知事 藤田 雄山

指定居宅サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	名称	名称	所在地	指定年月日
医療法人社団 清風会	医療法人社団 清風会	広島市佐伯区倉重 一丁目九五番地	五日市記念病 院	医療法人社団 翠仁会三上病 院	広島市佐伯区倉重 一丁目九五番地	平成一九年一 月一日
医療法人社団 翠仁会	医療法人社団 翠仁会	福山市新市町戸手 二七三番地の二	医療法人社団 翠仁会三上病 院	医療法人社団 翠仁会三上病 院	福山市神辺町川南 五四七番地の三	平成一九年一 月一日
地主 和人	地主 和人	広島市東区温品四 丁目二一番三一号 五〇五	地主クリニッ ク介護リハビ リセンターデ イケアたまゆ ら	地主クリニッ ク介護リハビ リセンターデ イケアたまゆ ら	広島市安佐南区祇 園二丁目二番一 九号	平成一九年一 〇月一日